

平成17年8月9日 日本道路公団公表

不正行為防止策等の概要

1. 今後の再就職のあり方について

(1) 再就職に関する規制

- ①内規により、公団が競争入札により発注する業務を目的とする全ての企業への再就職を自粛する旨の義務を課する。
- ②役員は無期限
- ③7等級以上の幹部職員は、離職後5年間
- ④職員が研究・開発等、入札契約に携わらないことを明白にしたうえで再就職し、その後引き続き入札契約に携わらないことが保証される場合は(3)で設置する「人事・倫理委員会(仮称)」に諮ったうえで、例外的に再就職を認める。
- ⑤規制に反して元職員が入札契約に携わった場合には、受入企業に対するペナルティー(指名停止等)を導入。
- ⑥再就職先の企業名及び人数を公表。

(2) 新人事制度の検討

- ・早期退職慣行を廃止するため、定年延長、再雇用制度、転職支援制度等の新人事制度を新会社が順次導入できるよう準備する。

(3) 人事・倫理委員会(仮称)の設置

- ・個々の再就職事案の可否、規制の実施状況の監視、新人事制度の導入・実施状況の監視などを行う「人事・倫理委員会(仮称。外部委員が半数以上)」を設置。

2. 談合防止に資する入札契約制度等について

(1) 入札方法等の見直し

① 一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止

- ・現行の公募型指名競争入札及び指名競争入札の範囲(250万円超 24.3億円未満の工事)は原則的に条件付一般競争入札。(民営化までに実施)時間的制約等の理由がある場合を除き指名競争入札を廃止。
- ・指名競争入札を行う場合は、指名業者名の事前(入札前)公表を廃止し、事後(入札後)公表とする。

② 総合評価落札方式の改善、拡大

- ・評価項目や評価点の設定等について改善に取組み、対象工事を3年後に5割(金額ベース)まで拡大。

③ 電子入札の改善、拡大

- ・ 電子入札システムを再構築し、試行を再開し、18 年度には対象工事を 1 割（件数ベース）に拡大。

④ 不落随意契約の原則廃止

- ・ 緊急性がある場合等を除き原則として不落随意契約を廃止。

⑤ 工事発注単位の決定基準などの明確化と透明化

- ・ 業務執行における意思決定システムの確立、各職務の責任と権限を明確化。
- ・ 工事発注単位の決定基準等の明確化、その運用について透明化（移行本部で事前審査の対象とするなど）。

（2）チェック機能の強化

① 工事費内訳書の提出拡大

- ・ 工事費内訳書の提出対象を当面、件数ベースで 5 割まで拡大する。

② 情報開示の改善

- ・ 図表等を使いわかりやすくまとめた入札結果を、年度ごとに公表（閲覧、HP）。

③ 入札監視機能の強化

- ・ 入札監視委員会の増員及び設置地区の増加。
- ・ 公団に必要な調査を命じるなどの権限を入札監視委員会に付与。
- ・ 移行本部ごとに入札監視統一事務局を常設し、入札結果の分析調査等を行い、入札監視委員会へ報告。

④ 施工の監督、検査体制の強化

- ・ 一般競争入札の拡大の実施状況を踏まえ、品質を確保する体制強化等。

（3）受注（予定）者への要請

① 業者に対する営業活動の自粛の徹底

《8月3日から実施済み》

- ・ 公団の競争参加資格登録業者（約 3 万 4 千社）に個別の発注案件に関する営業活動の自粛を要請。

② 誓約書の運用強化及び協定の導入

- ・ 入札資格要件の一部として、法令遵守等を誓約する協定を締結する。
それまでの間、年間誓約書を徴収(CEO(COO)⇒総裁)

(4) 制裁の強化

① 違約金の引上げ

- ・悪質性が際立っている場合は、現行の10%にさらに上乘せ。(合計で最高20%)

② 指名停止措置の強化

- ・公団発注の談合事件に対する指名停止期間を現行の最長12ヶ月から最長24ヶ月に引上げ。指名停止期間内にコンプライアンス体制の確立がなされない場合は、確立まで指名停止延長(又は競争参加資格登録を制限)。

③ 競争参加を定める際の総合点数への制裁の反映

- ・公団発注工事での指名停止措置・建設業法上の監督処分について、その状況に応じて総合点数に反映。

3. 内部統制について

① 役職員からの誓約書の徴収

- ・役員、幹部職員、一般職員から法令遵守等について誓約書を徴収。

② 社内規程、倫理行動規準の厳格化

- ・取引先等との対応方法のルール of 厳格化、運用の厳正化

③ 情報管理の徹底

- ・入札発注手続に関する情報及び指名業者名に関する情報について、守秘情報として情報管理を徹底。

④ 全役職員への定期的なコンプライアンス教育・倫理教育等

- ・懲戒処分及び損害賠償請求を厳格に行う旨の周知・徹底。
- ・倫理担当セクションによる継続的・効果的な取組みのための仕組みを構築。

⑤ 社内相談窓口の構築 《8月1日から実施済み》

- ・倫理担当役員を任命、専属の倫理担当職員によるチームを編成。

⑥ 社外相談窓口の創設

- ・社員からの相談・通報を受けるための社外相談窓口を設置。

⑦ 監査機能の強化

- ・業務監査部門の体制及び検査・調査の権限強化。